

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第543号 平成25年5月16日

リンカーン

巨匠スティーヴン・スピルバーグ監督による映画「リンカーン」が、現在劇場公開されています。

この映画は、リンカーンが2期目のアメリカ大統領選挙に当選した直後から亡くなる迄のほぼ4か月間における、合衆国憲法改正に挑んだ戦いの姿を描いたものです。

ダニエル・ディールイスが演じるリンカーンは、本物のリンカーンにそっくりで驚きましたが、それ以上に、南北戦争の終結と合衆国憲法13条の修正という極めて困難な課題に直面するリンカーンの、苦悩ぶりが良く伝わって来ました。

リンカーンは、貧しい家に生まれて独学で法律を勉強して弁護士になり、やがて政治家を志して第16代の大統領に迄上り詰めた、いわば立志伝中の人物です。

リンカーン大統領は「奴隷解放の父」と呼ばれており、また、ゲティスバーグ演説での「人民の人民による、人民のための政治」は余りにも有名で、日本人にもなじみの深い大統領といえます。

辛口の批評家高山政之氏は「リンカーン大統領は偉人か」という一文を書いています。その中で、モンゴロイドのダコタ族虐殺を支持した事などを捉えて、リンカーンに対して批判的（同氏著「偉人リンカーンは奴隷好き」から）です。確かに、リンカーンが「ニューヨーク・トリビューン誌」のグリーンリー編集長に送った私信の中で「この闘争に際し、私の最終的な目的は、連邦を救うことであって、奴隷制度を救うことでもなければ、これを破壊することでもありません。」と述べている（鈴木有郷著「アブラハム・リンカンの生涯と信仰」から）ように、連邦の維持を至上命題とし、奴隷解放の方法には慎重な現実主義者だったようです。また、1862年9月の「奴隷解放宣言」についても、多分に戦争を有利に進めるための軍事的意味合いが強かったとも思えます。

しかし、鈴木有郷氏が「リンカンが直面した複雑な歴史的背景と、それと取り組む彼の内面の動きをかんがみる時、われわれはリンカンを連邦維持に汲々とした政治的指導者として割り切ってしまうことは出来ない。リンカンが決して連邦維持と切り離して考える事をしなかったということは、われわれにとって疑問の余地のない事柄の様に思える（同氏著「アブラハム・リンカンの障害と信仰」から）」と述べ

ているように、リンカーン大統領がアメリカの歴史の中で汚点ともいえる奴隷制に終止符を打った事は紛れもない事実であり、その功績は評価されるべきだと思っています。

特に、映画が取り上げた合衆国憲法13条の修正に向けた対応を見ると、リンカーンの現実主義者としての側面が大きく浮かび上がって来ます。

南北戦争は4年目に入り、北部の勝利は明らかとなって来ました。そこで問題となったのが「奴隷解放宣言」の有効性でした。戦争が終結した場合、「奴隷解放宣言」はその効力を失うのではないかという心配があったのです。そこでリンカーン大統領は、奴隷解放を確かなものにする為合衆国憲法13条の修正に着手する事になりました。

国会議員の中には、奴隷制度の廃止に反対の立場の者もいますし、賛成する者も即時解放すべしという急進派から南部との妥協を図ろうという穏健派まで様々であり、与党の共和党でさえ一枚岩ではなかったのです。

憲法改正の最大の障壁は3分の2条項でした。つまり、3分の2以上の賛成を得なければ憲法改正は不可能だったのです。

リンカーン大統領が取った手段は大きくは2つあります。

まず、憲法修正案を議会で通す為に、戦争の終結を遅らせる事でした。戦争が終結してしまうと、南部との融和を図ろうとする勢力が力をまし、憲法修正案が葬り去られる恐れがあったからです。しかし、この決断によって更に多くの血が戦場で流される事になりました。

次に、国会議員に対する徹底した多数派工作です。リンカーンが最後迄諦めず、閣僚たちを厳しく督励する様子は、映画でもドラマチックに描かれています。

一進一退が繰り返される中、遂に1865年1月31日、アメリカ連邦議会下院は憲法13条の修正案を可決しますが、結果は、賛成票119、反対票58で、可決に必要な3分の2を3票上回るだけという際どいものでした。

南北戦争は、奴隷制の拡張に反対するリンカーンが大統領として登場した事が引き金となったものであり、彼が大統領に就任した5か月後の1861年4月に始まり1865年4月に南軍のリー将軍が降伏するまでの4年間にわたって凄惨な戦いが繰り返され、60万人を超える人命が失われています。リンカーンがフォード劇場で暗殺されるのは南北戦争終結の僅か6日後の事ですので、彼の大統領としての4年数カ月は文字通り南北戦争と共にあったといっても過言ではありません。

さて、現在我が国では、憲法96条の改正を巡って政党間の綱引きが激しさを増しています。憲法改正のためには現行の3分の2条項はハードルが高過ぎるので、過半数の賛成で改正出来る様にしようというものです。これは「レースを始める前に、自分達の都合に合わせてルールを変えておこうという様なもの」といってしま

っては、いい過ぎでしょうか。

憲法改正については、昔から話は出るものの、まるで泡沫の様に浮かんで消えているというのが実態ではなかったかと思います。憲法は不磨の大典ではありません。にもかかわらず、憲法改正の議論については仕掛ける方も仕掛けられる方も及び腰で、殆ど議論は煮詰まっていないように感じています。

憲法も、戦後60年以上経過して、時代に合わなくなっている面がある事は事実であり、もっと国民的議論をし、改正すべきものは改正したらよいと思います。

憲法96条の3分の2条項は、多数派の横暴を防ぐという人間の知恵というべきで、映画「リンカーン」を見ていて思うのは、3分の2は確かに厳しいハードルですが、その困難を乗り越える為にこそ政治力は発揮されるべきではなでしょうか。

憲法改正の手続きをどうするかは重要な課題ですが、憲法が如何にあるべきかという国民的議論は、それよりも遙かに重要である事を肝に銘ずべきです。

(塾頭：吉田 洋一)